

JAバンク利用者保護等管理方針

足寄町農業協同組合
(制定平成22年10月1日)

足寄町農業協同組合(以下「当JA」という。)は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者(利用者になろうとする者を含む。以下同じ。)の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。)および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

【備考】

本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

取引時確認に関するお客様へのお願い

J Aでは、犯罪から得た資金の洗浄(マネー・ローンダリング)およびテロ資金の供与を防止する等のため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づきまして、口座開設や共済加入等の際に、お客様の氏名、住所、生年月日等について確認をさせていただいておりますが、同法の改正により、平成25年4月1日から、職業や取引を行う目的等についても確認させていただくことになりましたので、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. お客さまへの確認が必要な取引

- 口座開設の取引をされる時
- 新規に共済に加入される時、共済契約による年金・満期共済金・解約返戻金の支払いの時
- 200万円を超える金の受入または払出しに係る取引をされる時
- 10万円を超える金振込をされる時
- ATMの現金振込については、当JAでは取り扱っておりません。

(注)上記取引以外にも確認をさせていただくことがあります。

2. 確認事項

【お客様が個人の場合】

- ・氏名・住所・生年月日
- ・職業
- ・取引を行う目的

(注)ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方の氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

【お客さまが法人の場合】

- 名称、本店または主たる事務所の所在地
- 事業内容
- 来店された方の氏名・住所・生年月日等
- 取引を行う目的
- 代表者の氏名・住所・生年月日等

3. ご本人および法人の代表者等ご来店された方の確認方法ならびに提示していただく書類

【個人の場合】

本人確認書類は、氏名・住所および生年月日の記載があるものに限りです。
※次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくことによって直接ご本人の本人確認を行ないます。

- 運転免許証
- 旅券(パスポート)
- 住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- 各種年金手帳
- 各種福祉手帳
- 各種健康保険証
- 在留カード等のうちいずれか

※次の本人確認書類の場合には、窓口で原本を提示していただくとともに、当該取引にかかる書類などをお客さまに郵送し、到着したことを確認することによってご本人の本人確認を行ないます。

- 住民票の写
- 住民票の記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
- 戸籍謄本、抄本(戸籍の附票の写が添付されているもの)
- 外国人登録原票の写
- 外国人登録原票の記載事項証明書等

【法人の場合】

初めて当JAとお取引をされる場合は、設立年月日の記載のある公的書類を提示してください。

- 登記事項証明書(登記簿謄本または抄本)
- 印鑑登録証明書
- 定款
- 来店された方の上記【個人の場合】に記載されているものに加え、社員証等

※初めて当JAとお取引をされるお客さまが200万円を超える現金の受入または払出しに係る取引および10万円を超える現金の振込をされる際や、新規に共済に加入される際などは、運転免許証など、窓口で直接ご本人の確認がとれる本人確認

書類を提示してください。

※本人確認にあたって郵送による到着確認がとれない場合には、お取引を停止することもあります。

※本人確認書類などをコピーさせていただくことがあります。

■ご本人以外の本人確認書類による取引などにつきましては、法律により禁じられています。

■ご本人の確認ができないときは、法律に基づきお取引ができないことがあります。詳しいことは、窓口にお問い合わせください。

足寄町農業協同組合

お 知 ら せ

当組合では、職員による代筆行為について、下記のとおり取り決めておりますのでお知らせいたします。

何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 当組合では職員によるお客様の代筆を禁止しています。各種伝票の「おなまえ」「住所」「金額」「口座番号」「日付」はすべてお客様本人にご記入いただく事項です。
- 身体に障がいがあるお客様とのお取引(貸出およびリスク商品を除く)においては、金融サービスの一環として、職員等による代筆を平成23年2月1日よりおこなっています。これは身体に障がいがあるお客様でも、文字が書ける場合は自署していただくことを原則としています。
- ご不明な点がございましたら、当組合の下記相談窓口までご連絡下さい。

足寄町農業協同組合金融部貯金共済課
連絡先0156-25-2130
受付時間午前9:00～午後3:00
(金融機関休業日を除く)

お 知 ら せ

当組合では、職員がおお客様の現金、通帳・証書等をお預かり・お返しする際の手続きにつきまして、下記のとおり取り決めておりますのでお知らせいたします。
何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

記

- 当組合職員が訪問先等で、お客様から現金、通帳・証書等をお預かりする際はお客様に「受取書」・「お預り証」を発行いたしますので、必ず内容をご確認のうえお受け取り下さい。
また、当組合職員が「受取書」・「お預り証」以外のもの(名刺やメモ等)でお預かりすることはございません。
- 通帳・証書等をお返しする際は、これらと引き換えに「受取書」・「お預り証」をご返却いただきますので、それまで大切に保管して下さい。
- 現金をお届けする際は、お受取りの証として、「現金受領書」にご署名および受領印をいただきます。お届けした金額と「現金受領書」記載金額の一致をご確認のうえ、「現金受領書」にご署名およびご捺印をお願いいたします。
- 万一、お預かり時に「受取書」・「お預り証」をお渡ししない等、ご不明ご不審な点がございましたら、当組合の下記相談窓口までご連絡下さい。

足寄町農業協同組合金融部貯金共済課
連絡先0156-25-2130
受付時間午前9:00～午後3:00
(金融機関休業日を除く)

JAバンクからのお知らせ

長い間ご使用になっていない貯金通帳・証書について

平成24年9月10日

J Aバンク(J A・信農連・農林中央金庫)

お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態となっている貯金はありませんか。お忘れにならないよういま一度ご確認をお願いいたします。

このような貯金もお取引のJ Aにてお預かりしていますので、引き続き「あんしん」で「便利」なj Aのご利用をお願いいたします。

なお、残高1万円以上の貯金については、お取引の動きがない状態がおよそ10年になると、郵送によるお知らせもしていますので、お引越しの際は住所変更のお手続きをお願いいたします。

また、長い間お取引の動きがない貯金をお引き出す際は、窓口でのお手続きが必要になる場合がございます。もし、貯金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合は、ご本人が確認できる資料や口座の支店名や口座番号がわかる資料等が必要となります。詳しくは、お取引のJ A店舗にご照会・ご相談ください。

(「店舗のご案内」は、<http://www.jabank.org/tenpo/>)

本件に関するお問い合わせ

農林中央金庫 J Aバンク企画推進部

TEL:03-6378-7154

お客様各位

不正口座利用防止のためのご協力のお願い

口座開設には、犯罪収益移転防止法によりお客様のご本人確認を徹底しておりますが、最近、社会問題となっております「振り込め詐欺口座」、「ヤミ金口座」、「架空請求口座」等の犯罪収益に不正に利用される口座開設を未然に防止するために、下記につきましてご協力をお願いいたします。

記

- 口座開設の目的等をお尋ねすることがあります。
- 口座を開設する JA は、ご自宅またはお勤め先の最寄の JA をお選びください。（それ以外の支店をお選びいただいた場合は、その理由をお伺いし、お申込みをお断りすることがあります。）
- 携帯電話が連絡先の場合は、届出の携帯番号にダイヤルし確認させていただくことがあります。
- 犯罪利用の疑いがあると認められる貯金口座等については、お取引の停止等の措置を講ずる場合があります。

以上

足寄町農業協同組合

平成27年4月1日

お客さま各位

足寄町農業協同組合

特殊詐欺被害防止対策の取組みについて

当組合では、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺被害防止対策として、多額の現金出金を希望されるお客さまへお取引内容の確認をする等の取組みを実施しております。

この度、北海道警察からの要請により、以下のとおり取組みを強化させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

お客様が「概ね60歳以上の顧客」で、かつ「300万円以上の現金を持ち帰る場合」、
「概ね60歳以上の顧客」で、かつ「100万円以上300万円未満の定期、定期積金の解約により現金を持ち帰る場合」は窓口職員からの「お声掛け」や詐欺被害の疑いがある場合は所轄警察署へご連絡させていただく場合がございます。

以 上